

こども・若者からの

---

意見聴取の指針について

---

令和7年 月

日進市健康こども部子育て支援課



## こども・若者からの意見聴取について

令和5年4月に施行されたこども基本法第11条において、こども施策の策定等に当たってこどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務付ける規定が設けられました。令和5年12月に閣議決定されたこども大綱においては、こども施策を推進するために必要な事項として「こども・若者の社会参画・意見反映」を据え、こども・若者とともに社会をつくるという認識の下で、意見表明の機会づくりや意見形成支援を行い、実効性のある社会参画・意見反映を進めていく必要があるとされています。

また、こども・若者の意見を聴き政策に反映することについて理解を深め、実践していく際の留意点や工夫、事例を示すため「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」がこども家庭庁より公表されています。

なお、日進市未来をつくる子ども条例第25条においても、こどもの施策への参加の充実を進める規定が設けられています。

これらを踏まえ、こどもに関わる各施策を策定・実施する際には、こども・若者の意見を聴き反映していく必要がありますので、この指針を参考として取り組んでください。

※こども基本法第2条において「こども」は、「心身の発達の過程にある者」とされています。おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を意味し、年齢による定義はありません。

※「若者」については、法令上の定義はありませんが、こども大綱では、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）・青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする）の者とされています。

【参考】こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインより

### 【こども基本法】

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

### 【日進市未来をつくる子ども条例】

第25条 市は、子どもに関係する施策の計画及び実施にあたっては、子どもが主体的に参加できる環境の整備や機会の充実を進めます。

## 1 意見聴取からの施策への反映までの考え方

### ● 事前準備→意見聴取→意見反映→フィードバック

こども・若者の意見を聴くにあたっては、事前準備を行い、様々な手法や機会を組み合わせ、意見聴取し、聴取した意見を考慮して施策に反映し、どのような結果となったかをフィードバックするというサイクルを構築することが必要です。

## 2 意見聴取のポイント及び調査手法の事例

### ● 意見聴取のポイント

- 誰の意見を聴取するか、参画することも・若者の選定
- 意見聴取や参画の具体的な手法の選定
- こども・若者の意見聴取が求められる政策かの確認
- 声をあげにくいこども・若者から意見を聴く工夫や配慮事項の検討
- 聴取した意見の政策への反映の検討

### ● 調査手法の事例

- アンケート調査（WEBや紙媒体）
- SNSを活用した意見交換
- オンラインでの意見交換
- ワークショップ等の対面での意見交換
- 学校や福祉会館等のこどもの活動場所での意見交換
- こども・若者版の市民意識調査による意見聴取
- 各学校の事業を活用した意見聴取

※上記はあくまで調査手法の一例となります。

### ● 他の自治体の事例

他の自治体では下記のような事業について、こども・若者の意見を聴取しています。

内容	対象年代
総合計画、まちづくり	・こどもにやさしいまち ・総合計画で策定するテーマ 小学4年生～高校生 中学生
児童館・中高生向け施設等の居場所	・居場所の運営 ・児童館のルール、図書室の本の選定 小学生～高校生 小学生
公園・遊び場	・公園に設置する遊具 ・ボール遊び禁止について 乳幼児～小学生 小学4年生～中学生
道路	・危険な道路の廃道 小学生
地域活性化	・駅前エリアの活性化 中学生
成人式・二十歳のつどい	・記念行事の企画、運営 高校生～22歳
選挙	・若者の投票率向上 高校生～29歳
復興	・被災後の学校再建（コンセプト、名前、校章、制服） 小学生～29歳

【参考】こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインより

### 3 各事業におけるこども・若者の意見聴取や施策への反映実績の確認について

例年実施している日進市こども・子育て支援事業計画における各課事業の実績確認の際に、照会項目として確認を実施します。

また、実施計画のヒアリングの際にもこども・若者の意見聴取の予定等を確認します。